市立釧路総合病院　共同利用運営規程

（目的）

第１条 この規程は、市立釧路総合病院共同利用を実施にあたり必要な事項を定めること

を目的とする。

(開放病床数)

 第2条 開放病床は消化器内科、小児科、婦人科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科の各１床、計5床とする。

（開放病床）

 第３条 登録医が、自己の診察した患者を開放病床に入院させようとするときは、原則として開放病床予約申込書を当院担当にFAXで送付し、当院の承認を受けるものとする。

2 当該患者の待遇、取り扱い等は当院の他の入院患者と同様とする。

3 退院の決定は、院内主治医が登録医とともに検討し、決定を行うものとする。

4 退院時に、登録医の所属する医療機関へ診療情報提供書を記載し送付し双方の医療機関で情報を共有する。

（開放病床における診療）

第４条 開放病床入院患者の診療にあたっては、当院の医師が院内主治医、登録医が副主治医となって共同して行うものとする。

 2 登録医の当院における診療時間は、平日の13時から16時までとする。ただし、登録医と主治医の合意があれば、この限りではないものとする。

3 登録医が当院に赴くときには、原則として患者サポートセンターにあらかじめ連絡するものとする。

（高額医療機器の共同利用）

第5条 市立釧路総合病院は、二次医療圏における全ての医師、歯科医師に対する医療機器の共同利用のために施設及び設備を開放する。市立釧路総合病院及びその職員は、医療機器の共同利用に関する活動を支援し、かつ、便宜を図るものとする。

２ 共同利用に係る医療機器は、ＣＴ、ＭＲＩ等とする。

第６条 登録医が、自己の診察した患者に高額医療器を利用させる場合には、原則として共同利用機器検査依頼申込書（様式4もしくは様式５）を当院担当にFAXで送付し、当院の承認を受けるものとする。

2 当該患者の待遇、取り扱い等は当院の他の外来患者と同様とする。

3 利用後は登録医に速やかに画像・読影を送付することとする。

4 費用は月締めとし、当院からの明細書を確認のうえ所定の口座へ振り込むことと

する。

（登録医の責務）

第７条 登録医は当院規程を守るとともに、来院の際は事前に患者サポートセンターに申し出る。

2 登録医の重大な過失により当院に損害を与えた場合は、登録医制度運用規定第６条及び第8条に準ずる。

（質の向上）

第８条 開放病床の関係者は、必要の都度、連絡会及び症例検討会等の研究会を開催し、互

いに協力研鑽に努めるものとする。

（施設の利用）

第９条 登録医は、手術・検査に立会い、また参加することができる。

2 登録医は、当院が主催する学術講演会、カンファレンス等に参加することができ、

当院所有の図書の閲覧・複写ができる。

3 登録医は、開放病床入院患者に関する当院所有の医学資料を閲覧することができる。

（ 附則 ）

この規程は、令和3年1月 1 8日から施行する。

（ 附則 ）

この規程は、令和7年4月 1日から施行する。